

2011年10月3日

原子力損害賠償紛争審査会 御中

**「自主的」避難に正当な賠償を認めて下さい
私たちの声をきいて下さい**

私たちは、福島原発事故に伴う放射能汚染により、政府が定めた避難区域外か「自主的」避難をした住民、これから避難をしようとしている住民、福島にとどまっている住民、そしてこれらの住民を支援する市民団体および個人です。

私たちは、すべての住民は、自らの被ばくのリスクを正しく知り、自分と自分の家族を守るために、自らの判断で避難をする権利、すなわち「避難の権利」を当然に有していると考えています。

福島には、高い放射線量におびえながらも、経済的な理由で避難に踏み切れず、不安の中で暮らす人たちがいます。とりわけ、子どもや妊婦への影響が懸念されますが、「自主的」避難に踏み切っても、賠償が支払われる保証はありません。

私たちは、政府が避難区域の基準としている年 20 ミリーベルトは、国内法令や国際基準に照らして極めて高いものであると考えています。これを見直すとともに、一律的な避難区域の外に幅広く「選択的避難区域」を認めるべきです。また、私たちは、除染には長期的な取り組みが必要なことから、避難させないがための除染キャンペーンに反対します。

この考え方にたち、私たちは、政府が定めた避難区域外からの避難であっても、避難費用や生活費等に対する賠償が幅広く認められるべきであると考えています。また、とどまらざるを得なかった住民に対しても、不安の中で暮らさざるを得ない状況に対する慰謝料等を認めるべきです。

審査会は、「自主的」避難者や福島の住民の置かれている状況を踏まえた議論を行うべきです。

私たちは、原子力損害賠償紛争審査会に対して、以下を求めます。

1. 4月22日以後の避難も含め、避難区域外からの「自主的」避難者、とどまらざるを得なかった住民に対して、幅広い賠償を認めること。
2. 自主的避難をせざるを得なかった住民、「自主的」避難を希望している住民、「自主的」避難に関して提言を行ってきた市民団体等が、審査会に対して意見を言う場を、複数回、設定すること。
3. 市民からの意見書および意見を裏づける資料を、審査会の検討資料として配布すること

以上

10月3日<区域外避難（「自主的」避難）に賠償を求める院内集会>主催者・参加者一同